

国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>第4章 服務 (新設)</p> <p>第12章 障害者の雇用と保護 (障害者の雇用)</p> <p>第51条 学長は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の雇用の確保及び就業に必要な環境整備を図るものとする。</p> <p>第17章 苦情処理 (苦情処理)</p> <p>第59条 学長は、特定有期雇用職員の給与、労働時間、<u>勤務評定</u>、日常の労働環境及び不利益処分等に関する苦情の解決を図るため、相談窓口を設置する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第4章 服務 (<u>障害を理由とする差別の解消</u>)</p> <p>第33条の2 <u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、職員が適切に対応するために必要な事項は別に定めるものとする。</u></p> <p>第12章 障害者の雇用と保護 (障害者の雇用)</p> <p>第51条 学長は、障害者の雇用の促進等に関する法律(<u>昭和35年法律第123号</u>)<u>に基づき</u>障害者の雇用の確保及び就業に必要な環境整備を図るものとする。</p> <p>第17章 苦情処理 (苦情処理)</p> <p>第59条 学長は、特定有期雇用職員の給与、労働時間、<u>勤務評価</u>、日常の労働環境及び不利益処分等に関する苦情の解決を図るため、相談窓口を設置する。</p> <p>2 (略)</p>	

附 則(規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。